

国立大学法人東京学芸大学会計規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成21年10月29日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成21年規程第26号

国立大学法人東京学芸大学会計規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学会計規程（平成16年規程第43号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成21年10月29日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成21年規則第30号

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則（平成16年規則第35号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大会計規程の一部改正について

改正理由：契約の適正化のため，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(随意契約)</p> <p>第31条 契約担当役は，契約が次の各号の1に該当する場合には，随意契約によることができる。</p> <p>(1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。</p> <p>(2) 緊急の必要により，競争に付することができないとき。</p> <p>(3) 競争に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(4) 予定価格が別に定める基準額を超えないとき。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は，平成21年10月29日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(随意契約)</p> <p>第31条 契約担当役は，契約が次の各号の1に該当する場合には，随意契約によることができる。</p> <p>(1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。</p> <p>(2) 緊急の必要により，競争に付することができないとき。</p> <p>(3) 競争に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(4) 予定価格が別に定める基準額を超えないとき。</p> <p><u>(5) 前各号に規定するもののほか業務運営上特に必要があるとき。</u></p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部改正について

改正理由：契約の適正化のため，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(会計規程第 31 条第 1 項第 1 号の規定に基づく随意契約の基準)</p> <p>第 2 5 条 会計規程第 31 条第 1 項第 1 号に規定する契約の性質又は目的が競争を許さないときは，次の各号の 1 に該当する場合とする。</p> <p>(1) 本学の行為を秘密にする必要があるとき。</p> <p>(2) 運送又は保管をさせるとき。</p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p>(4) 外国で契約をするとき。</p> <p>(5) 特定の設備及び技術を有する製作者でなければ製作できない物件を製作するとき。</p> <p>(6) 特定の販売業者以外からは購入することができない物件を買入れるとき。</p> <p>(7) その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は，平成 21 年 10 月 29 日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(会計規程第 31 条第 1 項第 1 号の規定に基づく随意契約の基準)</p> <p>第 2 5 条 会計規程第 31 条第 1 項第 1 号に規定する契約の性質又は目的が競争を許さないときは，次の各号の 1 に該当する場合とする。</p> <p>(1) 本学の行為を秘密にする必要があるとき。</p> <p>(2) 運送又は保管をさせるとき。</p> <p><u>(3) 官公署，特殊法人，公益法人，独立行政法人及び国立大学法人との間で契約をするとき。</u></p> <p>(4) 外国で契約をするとき。</p> <p>(5) 特定の設備及び技術を有する製作者でなければ製作できない物件を製作するとき。</p> <p>(6) 特定の販売業者以外からは購入することができない物件を買入れるとき。</p> <p>(7) その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき。</p> <p>[省略]</p>